

山梨県個人情報保護審議会運営要領新旧対照表（案）

新	旧	備 考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号。以下「条例」という。）第62条の規定に基づき、山梨県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(審査請求に係る審議に必要な事項の事前調査)</p> <p>第3条 会長は、条例第52条第1項第2号の規定による審査請求に係る審議のための資料の整備に関し必要があるときは、次に掲げる調査を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 会長は、前項の調査による書面の提出があったときは、その写しを委員に送付するものとする。</p> <p>(意見陳述等の申立て)</p> <p>第6条 条例第55条第1項の規定による意見陳述の申立て及び同条第2項の規定による補佐人の同席の申立ては、書面によるものとする。</p> <p>(意見等の陳述者の数)</p> <p>第7条 条例第55条第1項の規定により口頭で意見を述べる者の数は、次の区分に応じ、それぞれ5人以内とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>一 審査請求人及びその補佐人</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号。以下「条例」という。）第69条の規定に基づき、山梨県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(審査請求に係る審議に必要な事項の事前調査)</p> <p>第3条 会長は、条例第59条第1項第2号の規定による審査請求に係る審議のための資料の整備に関し必要があるときは、次に掲げる調査を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 会長は、前項の調査による書面の提出があったときは、その写しを委員に送付するものとする。</p> <p>(意見陳述等の申立て)</p> <p>第6条 条例第62条第1項の規定による意見陳述の申立て及び同条第2項の規定による補佐人の同席の申立ては、書面によるものとする。</p> <p>(意見等の陳述者の数)</p> <p>第7条 条例第62条第1項の規定により口頭で意見を述べる者の数は、次の区分に応じ、それぞれ5人以内とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>一 審査請求人及びその補佐人</p>	<p>山梨県個人情報保護条例の改正に伴う条ズレの改正</p>

<p>二 参加人及びその補佐人 三 諮問庁の職員 (提出資料の閲覧) 第10条 条例第58条第2項の規定による提出資料の閲覧の求めは、審議会提出資料等閲覧請求書(第1号様式)によるものとする。 2~4 略</p>	<p>二 参加人及びその補佐人 三 諮問庁の職員 (提出資料の閲覧) 第10条 条例第65条第1項の規定による提出資料の閲覧の求めは、審議会提出資料等閲覧請求書(第1号様式)によるものとする。 2~4 略</p>	
--	--	--

新

第1号様式(第10条関係)

年 月 日

山梨県個人情報保護審議会会長 殿

住所(居所)
氏 名
連 絡 先

審議会提出資料等閲覧請求書

山梨県個人情報保護条例第58条第2項の規定により、次のとおり山梨県個人情報保護審議会に提出された意見書又は資料の閲覧を請求します。

<p>閲覧を求める 意見書又は資料の 名称又は内容</p>	
---------------------------------------	--

注

この請求書に記載される請求者の個人情報は、請求内容の確認の連絡や承認通知書の送付等閲覧に係る手続のために使用するものであり、その他の目的で使用することはありません。

旧

第1号様式(第10条関係)

年 月 日

山梨県個人情報保護審議会会長 殿

住所(居所)
氏 名
連 絡 先

審議会提出資料等閲覧請求書

山梨県個人情報保護条例第65条第1項の規定により、次のとおり山梨県個人情報保護審議会に提出された意見書又は資料の閲覧を請求します。

<p>閲覧を求める 意見書又は資料の 名称又は内容</p>	
---------------------------------------	--

注

この請求書に記載される請求者の個人情報は、請求内容の確認の連絡や承認通知書の送付等閲覧に係る手続のために使用するものであり、その他の目的で使用することはありません。